

10-7 移動等円滑化経路

政 令	条 例
	<p>第二十四条</p> <p>2 建築物（条例対象小規模特別特定建築物を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。</p>
	<p>3 前項に規定する経路のうち令第十八条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。</p>
	<p>4 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十五条第一項（同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、令第十八条（第二項第五号チを除く。）に定める基準に適合するものでなければならない。</p>

〔解説〕

地上階からの上下の移動に係る経路（条例第24条第2項）

（2層以上の場合）

○政令第18条第1項第一号において、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある場合を除いた、2層以上の垂直移動がある建築物については、面積によらず、傾斜路又はエレベーターの設置が必要となる。

（1層の場合）

○条例第24条第2項において、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある場合（床面積の合計が500㎡以上のものに限る）、1層の垂直移動がある建築物については、傾斜路又はエレベーターの設置が必要となる。

○政令第18条第1項第二号及び第三号において、「利用居室と車椅子使用者用便房」及び「利用居室と車椅子使用者用駐車施設」が1層の垂直移動がある建築物については、面積によらず、傾斜路又はエレベーターの設置が必要となる。

（条例対象小規模特別特定建築物についてはP22参照）

重複する経路の整合（条例第 24 条第 3 項）

○前項の部分が、政令第 18 条第 1 項により「移動等円滑化経路」とすべきとされている部分と重複する場合の整合を図っている。

条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路（条例第 24 条第 4 項）

○床面積の合計が 500 m²未満の建築物について、政令第 18 条に定める基準への適合を求めている。これにより、廊下幅等は 120cm の幅が必要になり、移動等円滑化経路は「道等から各利用居室（上下の移動が 1 層の場合は除く）」だけでなく「利用居室から車椅子利用者用便房」、「車椅子利用者用駐車施設から利用居室」までも必要となる。（P66～P94 参照）